（法人の減価償却に関する経過措置）

第十六条　新令第二十八条の四第一項第一号の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下第三項までにおいて同じ。）をする新法第四十四条第一項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

2　新令第二十八条の六の規定は、法人が施行日以後に取得等をする新法第四十四条の三第一項に規定する共同利用施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の三第一項に規定する共同利用施設については、なお従前の例による。

3　新令第二十八条の九第四項及び第五項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする新法第四十五条第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

4　新令第二十八条の九第二十二項の規定は、法人が施行日以後に新法第四十五条第二項に規定する取得等をする同条第三項に規定する産業振興機械等について適用し、法人が施行日前に旧法第四十五条第二項に規定する取得等をした同条第三項に規定する産業振興機械等については、なお従前の例による。

（保険会社等の異常危険準備金に関する経過措置）

第十七条　新令第三十三条の二第十項、第十五項及び第二十二項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（探鉱準備金又は海外探鉱準備金に関する経過措置）

第十八条　新令第三十四条第九項の規定は、施行日以後に同項の認定を受ける法人について適用し、施行日前に旧令第三十四条第九項の認定を受けた法人については、なお従前の例による。

2　新令第三十四条第十五項の規定は、法人の令和八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（認定農地所有適格法人の課税の特例に関する経過措置）

第十九条　新令第三十七条の二第一項及び第三十七条の三第三項の規定は、法人の令和八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例に関する経過措置）

第二十条　施行日から令和八年三月三十一日までの間における新令第三十九条の三十三の二の二第三項の規定の適用については、同項中「第二百十三条の」とあるのは「第二百十一条の」と、「第二百十三条第一項」とあるのは「第二百十一条第一項」とする。

（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例に関する経過措置）

第二十一条　新令第三十九条の三十五の二第八項第一号の規定は、特定目的信託（租税特別措置法第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。）に係る受託法人（同法第六十八条の三の二第一項に規定する受託法人をいう。以下この条において同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、特定目的信託に係る受託法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二十二条　新令第四十三条の三第一項及び第二項の規定は、施行日以後に締結する新法第八十三条の三第一項に規定する不動産特定共同事業契約（以下この条において「新契約」という。）に係る不動産の取得をする場合における当該不動産の所有権の移転の登記又は新契約に係る建築物の新築、改築若しくは同項第三号に規定する特定増築等をする場合における当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に締結した旧法第八十三条の三第一項に規定する不動産特定共同事業契約（以下この条において「旧契約」という。）に係る不動産の取得をした場合における当該不動産の所有権の移転の登記又は旧契約に係る建築物の新築、改築若しくは同項第三号に規定する特定増築等をした場合における当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（輸出酒類販売場の許可に関する経過措置）

第二十三条　令和八年十月三十一日において旧法第八十七条の六第八項の輸出酒類販売場（同項に規定する輸出酒類販売場をいう。次項において同じ。）の許可（次項において「旧許可」という。）を受けている販売場は、同年十一月一日において新法第八十七条の六第八項の許可を受けた同項に規定する輸出酒類販売場とみなす。

2　前項の規定にかかわらず、旧許可を受けている輸出酒類販売場を経営する酒類製造者（租税特別措置法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。）が、令和八年十月三十一日において当該輸出酒類販売場に係る旧令第四十六条の八の二第五項の規定による提供の方法の届出をしていないときは、当該旧許可は、同日限りその効力を失う。

（製造たばこの本数の換算方法に関する経過措置）

第二十四条　改正法附則第五十八条第二項各号に掲げる製造たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二十五条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

附則第四十七条第三項中「第三十三条の二第十四項及び第十六項」を「第三十三条の二第十五項及び第十七項」に、「新租税特別措置法」を「租税特別措置法」に、「第三十三条の二第十六項」を「第三十三条の二第十七項」に改める。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第二十六条　構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第八項の表租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の項中

第四十六条の八の二第五項	輸出酒類販売場
第四十六条の八の四第一項	の酒類の製造場

を

第四十六条の八の四第一項	、当該酒類の製造場（当該製造場が体験製造場であるとき、又は同条第九項前段の規定が適用される酒類の販売場に係る酒類の製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場。以下この項において同じ。）

に改める。